

令和6年度

広島県立特別支援学校
高等部入学者選抜実施要項

広島県教育委員会

令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜日程（概要）

月	日	曜日	選抜日程	特別支援学校長からの報告
1 月	4	木	就学区域外出願受付(12月21日～)	
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火		
	10	水		
	11	木		
	12	金		
	13	土		
	14	日		
	15	月		
	16	火		
	17	水		
	18	木		
	19	金		
	20	土		
	21	日		
	22	月		
	23	火		
	24	水	一次募集出願登録(志願者登録・出身学校確認登録)	
	25	木		
	26	金		
	27	土		
	28	日		
	29	月		
	30	火	↓(郵送による提出期限)	
	31	水	↓(正午)	
2 月	1	木		
	2	金		
	3	土		
	4	日		
	5	月		
	6	火		
	7	水		
	8	木		
	9	金		
	10	土		
	11	日		
	12	月		
	13	火		
	14	水	一次募集調査書等提出	
	15	木	↓(16時)	
	16	金	一次募集出願登録(志願先特別支援学校確認登録)	
	17	土		
	18	日		
	19	月		
	20	火	↓(郵送による提出期限)	↓(正午)
	21	水	↓(正午)	
	22	木		
	23	金		
	24	土		
	25	日		
	26	月		一次募集出願状況報告(電子メール)
	27	火	一次募集学力検査等 一次募集追検査受検願等提出	一次募集2月27日現在の受検者数 (電子メール:～正午)
	28	水	↓	一次募集2月28日現在の受検者数 (電子メール:～正午)
	29	木		

3 月	1	金	↓(正午)	一次募集追検査受検承認者数 (電子メール: ~13時30分)
	2	土		
	3	日		
	4	月		
	5	火	一次募集追検査	一次募集追検査受検者数 (電子メール: ~16時)
	6	水		
	7	木		
	8	金	一次募集合格者発表 一次募集辞退届提出 一次募集請書提出	
	9	土		
	10	日		
	11	月	↓(16時)	
	12	火	二次募集実施校・定員公表	一次募集合格者数、辞退者数及び辞退理由 (電子メール: ~10時)
	13	水	二次募集出願登録・調査書等提出	
	14	木		↓(正午)
	15	金	↓(正午)	
	16	土		
	17	日		
	18	月	二次募集 二次募集追検査受検願等提出及び二次募集追検査	二次募集出願状況報告(電子メール) 二次募集受検者数・二次募集追検査受検者数 (電子メール: ~16時)
	19	火	二次募集合格者発表 二次募集請書・辞退届提出 簡易開示	
	20	水		
	21	木		
	22	金	↓(正午)	二次募集合格者数、辞退者数及び辞退理由 (電子メール: ~16時)
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金		
	30	土		
	31	日		
4 月	:	:	:	:
	10	水		入学許可状況報告(電子メール)
	:	:	:	:
	18	木	↓(16時)	
	:	:	:	:
	26	金		簡易開示実施状況報告(電子メール)

目 次

○令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針	1
○令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜日程	5
令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項	8
第1 一次募集	9
1 実施校・対象学科	9
2 対象学年	9
3 入学定員	9
4 出願に係る就学区域	10
5 出願資格	10
6 出願	11
(1) 期間	11
(2) 手続	11
(3) 就学区域外出願	13
7 入学者選抜	14
(1) 実施期日	14
(2) 選抜の方法	14
(3) 選抜結果の発表	15
(4) 選抜結果の通知及び「請書・辞退届」の提出	15
(5) 諸報告	15
8 やむを得ない事由による欠席者の取扱い	15
(1) 手續	16
(2) 選抜	17
(3) 選抜の方法	17
(4) 選抜結果の発表	17
(5) その他	17
第2 二次募集	18
1 実施校・対象学科	18
2 対象学年	18
3 入学定員	18
4 出願に係る就学区域	18
5 出願資格	18
6 出願	18
(1) 期間	18
(2) 手續	18
(3) 就学区域外出願	18
7 入学者選抜	18
(1) 実施期日	18
(2) 実施の公表	18
(3) 選抜の方法	19
(4) 選抜結果の発表	19
(5) 選抜結果の通知及び「請書・辞退届」の提出	19

(6) 諸報告	19
8 やむを得ない事由による欠席者の取扱い	19
(1) 手続	19
(2) 選抜	20
(3) 選抜の方法	20
(4) 選抜結果の発表	20
第3 その他	21
1 教育相談の実施	21
2 特別な配慮	21
3 学力検査受検上の留意事項	21
4 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていない者の出願資格について	22
5 就学義務猶予免除者の高等部への出願資格について	22
6 普通科への過年齢者の入学について	23
7 出願期間等の変更	23
8 専門教育を主とする学科の出願方法等	23
9 入学者選抜の結果に係る簡易開示	23
10 その他	24

[別紙]

別紙 1 「調査書」、「特別支援学校長が別に定める書類」及び一次募集の「入学併願書」の郵便による送付における未着事態への対応	25
別紙 2 諸報告	26
別紙 3 入学者選抜結果の通知以降の手続	27
別紙 4 追検査の対象となる事由	28

[別表]

別表第 1 就学区域外出願に係る提出書類	29
別表第 2 簡易開示において本人等であることを確認する書類	30
別表第 3 実態把握の観点	31

[様式]

様式第 1 号 受検票	33
様式第 2 号 入学併願書	34
様式第 3 号 就学区域外出願許可願	35
様式第 3 号の 2 就学区域外出願許可願（日本国内における外国人学校からの出願）	36
様式第 4 号 出身学校長意見書	37
様式第 5 号 志願先特別支援学校長意見書	38
様式第 6 号 居住確約書	39
様式第 7 号 追検査受検願	40
様式第 8 号 追検査受検願提出者名簿	41
様式第 9 号 追検査受検承認（不承認）通知書	42
様式第 10 号 出願状況報告	43
様式第 11 号 受検者数等報告（一次募集）	44

様式第12号	受検者数等報告（二次募集）	45
様式第13号	入学者選抜結果について（志願先特別支援学校と出身学校が異なる場合）	46
様式第14号	簡易開示請求受付処理簿	47
様式第15号	入学者選抜に関する携行願	48
様式第16号	インターネット出願に係る県外等の中学校等登録申請書	49
〔関係法令等〕		
	学校教育法（抜粋）	50
	学校教育法施行令（抜粋）	51
	学校教育法施行規則（抜粋）	52
	広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則	54
	特別支援学校の高等部普通科への過年齢者の入学許可基準について	60

令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各特別支援学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 一次募集

1 選抜の方法

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

ア 学力検査

(ア) 実施教科は、3教科以上とし、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科の中から特別支援学校長(以下「校長」という。)が決定する。

(イ) 実施時間は、各教科それぞれ30分から50分の間の時間とし、校長が決定する。

(ウ) 配点は、各教科それぞれ50点満点とする。

(エ) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、各特別支援学校が作成したもの又は高等学校入学者選抜の一次選抜における一般学力検査問題を使用する。

(オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち中学部の内容に準拠した内容とし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。

b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。

c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。

(エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ その他

(ア) 校長は、上記ア、イ、ウに加えて、必要に応じて観点を定め、学校独自検査を実施することができる。

なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。

(イ) 校長は、志願者の障害の状態等に応じて特に必要であると認めた場合、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、上記ア、イ、ウによらず、選抜を実施することができる。

また、校長は、知的障害を併せ有する志願者について、(2)に準じて選抜を実施することができる。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科(職業コースを除く。)

ア 学力検査

- (ア) 検査A及び検査Bを実施する。
- (イ) 実施時間は、検査A、検査Bそれぞれ30分とする。
- (ウ) 配点は、検査A100点満点、検査B50点満点で、合計150点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査Aは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、中学部の各教科等の内容に準拠したものとし、基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。
- (カ) 検査Bは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、自立活動の内容を参考とし、情報の処理やコミュニケーション等について把握することを目的として出題する。

イ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、実施する。
なお、自己表現カードは活用せず、個人ごとの面談形式か集団での実施かは校長が決定する。
- (イ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。
- (ウ) 受検者の実態把握を主たる目的とする。

ウ その他

- (ア) 校長は、上記ア、イに加えて、必要に応じて観点を定め、学校独自検査を実施することができる。
なお、学校独自検査の内容等については、校長が決定する。
- (イ) 校長は、志願者の障害の状態等に応じて特に必要があると認めた場合、入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、上記ア、イによらず、選抜を実施することができる。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科職業コース(以下「職業コース」という。)

ア 学力検査

- (ア) 検査A及び検査Bを実施する。
- (イ) 実施時間は、検査A50分、検査B30分とする。
- (ウ) 配点は、検査A100点満点、検査B50点満点で、合計150点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査Aは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、中学部の各教科等の内容に準拠したものとし、職業生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況並びにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査するよう配慮して出題する。
- (カ) 検査Bは、平成29年文部科学省告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領のうち、自立活動の内容を参考とし、情報の処理やコミュニケーション等について把握することを目的として出題する。

イ 作業・運動能力検査

- (ア) 実施時間は、50分とする。
- (イ) 配点は、200点満点とする。
- (ウ) 検査は、次の点に配慮して実施する。

- a 作業能力検査は、指示の理解度、作業遂行能力、手先の巧性等について幅広く検査する。
- b 運動能力検査は、基礎的な運動能力や身体各部位の動き等について幅広く検査する。

ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。
- (イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。
- (ウ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。
- (エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。
なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

(4) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の専門教育を主とする学科(以下「専門教育を主とする学科」という。)

ア 学力検査

- (ア) 検査問題は、県教育委員会と協議の上、学科の特色に応じ、当該校が作成する。
- (イ) 実施時間は、各教科等それぞれ90分以内とする。
- (ウ) 配点は、学科の特色に応じて、校長が決定する。

イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定
各教科・科目について、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- (イ) 他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。
- (イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。
- (ウ) 実施時間は、1人当たり原則として10分以内とする。
- (エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。

なお、校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

校長は、学科の特色に応じ、学科に関連する学校独自検査を実施することができる。

なお、学校独自検査を実施する場合の内容等については、校長が決定する。

2 合格者の決定

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科

校長は、学力検査、調査書、自己表現及び必要に応じて実施した学校独自検査の配点の比重を定め、それらの結果を総合的に判断して決定する。

なお、1(1)エ(イ)に基づいて実施した選抜については、その選抜内容の結果を総合的に判断して決定する。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の普通科（職業コースを除く。）

校長は、学力検査及び必要に応じて実施した学校独自検査の結果を総合的に判断して決定する。

なお、1(2)ウ(イ)に基づいて実施した選抜については、その選抜内容の結果を総合的に判断して決定する。

(3) 職業コース

校長は、学力検査、作業・運動能力検査及び自己表現の配点の比重を定め、それらの結果を総合的に判断して決定する。

(4) 専門教育を主とする学科

校長は、学力検査、自己表現及び学科の特色に応じて実施した学校独自検査の配点の比重を定め、それらの結果並びに調査書を総合的に判断して決定する。

第2 二次募集

1 実施学校・対象学科

普通科(職業コースを除く。)並びに一次募集における合格者(入学を辞退した者を除く。)の数が入学定員に満たない職業コース及び専門教育を主とする学科において実施する。

2 選抜の方法

一次募集と同様の選抜の方法により実施する。ただし、学力検査を除く。

なお、校長は、上記に加えて、学力検査を除いた学校独自検査を定め、実施することができる。

3 合格者の決定

校長は、2で実施する選抜の配点の比重を定め、一次募集に準じて決定する。

第3 その他

入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜日程

1 選抜日程

(1) 一次募集

内 容		実施日・期間
就 学 区 域 外 出 願 受 付		12月21日（木）～1月31日（水）正午
出願登録	志願者登録・出身学校確認登録	1月24日（水）～2月15日（木）16時
	志願先特別支援学校確認登録	2月16日（金）～2月20日（火）正午
調 査 書 等 提 出		2月14日（水）～2月21日（水）正午
学 力 検 査 ・ 自 己 表 現 等		2月27日（火）～2月28日（水） (学校により2月27日(火)のみを実施日とすることがある。)
追 検 査		3月5日（火）
合 格 者 発 表		3月8日（金）

(2) 二次募集

内 容		実施日・期間
出願登録・調査書等提出		3月13日（水）～3月15日（金）正午
自 己 表 現 等		3月18日（月）
追 検 査		3月18日（月）
合 格 者 発 表		3月19日（火）

2 【参考】一次募集学力検査等時間割

【準ずる5教科（国・社・数・理・英）】

※高等学校と同じ「一般学力検査問題」を使用

2月27日（火）			2月28日（水）
時限	時 刻	検査教科等	検査等
	8：40～9：00	集合・注意	自己表現 及び 学校独自検査 (実施する特別支援学校)
1	9：10～10：00	国 語	
2	10：20～11：10	社 会	
3	11：30～12：20	数 学	
	12：20～13：10	(休 憩)	
4	13：10～13：25	自己表現力 ードの記入	
5	13：40～14：30	理 科	
6	14：50～15：40	英 語	

【準ずる3教科（国・数・英）】

※高等学校と同じ「一般学力検査問題」を使用

2月27日（火）			2月28日（水）
時限	時 刻	検査教科等	検査等
	8：40～9：00	集合・注意	予備日
1	9：10～10：00	国 語	
2	10：20～10：35	自己表現力 ードの記入	
3	11：30～12：20	数 学	
	12：20～13：10	(休 憩)	
4	13：10～13：40	自己表現	
5	13：50～14：40	学校独自 検査	
6	14：50～15：40	英 語	

【専門教育を主とする学科】

2月27日（火）			2月28日（水）
時限	時 刻	検査教科等	検査等
	8：40～9：00	集合・注意	予備日
1	9：10～10：25	国語・数学	
2	10：35～10：50	自己表現力 ードの記入	
	10：50～11：05	(休 憩)	
3	11：05～11：50	学校独自 検査	
4	12：00～12：30	自己表現	

【知的（普通科（職業コースを除く。）】 ※学力検査は事務局作成の問題

2月27日（火）			2月28日（水）
時限	時 刻	検査等	検査等
	8：50～9：10	集合・注意	予備日
1	9：20～9：50	検査A	自己表現 及び 学校独自検査 (実施する特別支援学校)
2	10：05～10：35	検査B	
3	10：45～11：45	自己表現	
4	11：55～12：25	学校独自検査	

【知的（普通科職業コース）】 ※学力検査は事務局作成の問題

2月27日（火）			2月28日（水）
時限	時 刻	検査等	検査等
	8：50～9：10	集合・注意	予備日
1	9：20～10：10	検査A	学校独自検査 (実施する特別支援学校)
2	10：25～10：55	検査B	
3	11：05～11：20	自己表現カードの記入	
4	11：30～12：30	作業・運動能力検査	
	12：30～13：30	（休憩）	
5	13：30～15：00	自己表現	

※自己表現を最後に設定した場合、終了した者から順次、解散。

令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和6年度広島県立特別支援学校高等部の入学者の選抜は、「令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針」に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

この要項における用語の定義は、次のとおりである。

用語	定義
中学校	中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程
中学校を卒業	中学校を卒業（中等教育学校の前期課程の場合は修了）
出身学校	志願者が卒業又は在学している特別支援学校中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程 ただし、専攻科については、志願者が卒業又は在学している特別支援学校高等部、高等学校又は中等教育学校
出身学校長	出身学校の校長
就学区域規則	広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則 (平成15年広島県教育委員会規則第9号)
出身学校卒業後5年を超える者	平成30年3月以前に出身学校を卒業した者

第1 一次募集

1 実施校・対象学科

(1) 普通科（職業コースを除く。）

障害種別	学校名
視覚障害	広島中央特別支援学校
聴覚障害	広島南特別支援学校
肢体不自由	広島特別支援学校、福山特別支援学校、西条特別支援学校
病弱	広島西特別支援学校
知的障害	尾道特別支援学校、尾道特別支援学校しまなみ分校、広島特別支援学校、廿日市特別支援学校、廿日市特別支援学校阿品台分校、福山北特別支援学校、三原特別支援学校、呉特別支援学校、庄原特別支援学校、広島北特別支援学校、沼隈特別支援学校、黒瀬特別支援学校、呉南特別支援学校

(2) 普通科職業コース

障害種別	学校名
知的障害	福山北特別支援学校、広島北特別支援学校

(3) 専門教育を主とする学科

障害種別	学校名	学科
視覚障害	広島中央特別支援学校	保健理療科、 専攻科理療科、専攻科保健理療科

2 対象学年

第1学年

3 入学定員

(1) 普通科（職業コースを除く。）

若干名とする。

(2) 普通科職業コース

学校名	学科	入学定員
福山北特別支援学校	普通科職業コース	16人（2学級）
広島北特別支援学校	普通科職業コース	16人（2学級）

(3) 専門教育を主とする学科

学校名	学科	入学定員
広島中央特別支援学校	保健理療科	8人（1学級）
	専攻科理療科	8人（1学級）
	専攻科保健理療科	8人（1学級）

4 出願に係る就学区域

志願者は、就学区域規則により就学することができるものと定められた特別支援学校に出願することができる。ただし、次表の地域等においては、各分級・分教室の設置目的を踏まえ、当該本校の分級・分教室に出願すること。

本 校	分級・分教室	地 域 等
三原特別支援学校	大崎分教室	保護者の住所が大崎上島町の者
呉特別支援学校	江能分級	保護者の住所が江田島市、呉市（音戸町及び倉橋町に限る。）の者

※ 保護者とは、次のとおり。

- 未成年の者については、親権者又は未成年後見人とする。
- 成年の者については、親権者又は未成年後見人に準ずる者とする。

未成年後見人が法人である場合もある。また、成年の者における「保護者」は独立の生計を営む成年の者であること。

5 出願資格

(1) 学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者であって、かつ、次のアからウまでのいずれかの条件を満たす者が志願できる。この場合において、出願できる学科の障害種別については、「第1 一次募集」の「1 実施校・対象学科」とおりとする。ただし、高等学校卒業者は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、当該志願者に対して、入学後、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程を編成する必要があると志願先特別支援学校長が判断する場合も含む。）を志願することはできない。

ア 専攻科以外の学科（普通科職業コースを除く。）

- (ア) 令和6年3月に特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は特別支援学校中学部を卒業した者
- (イ) 令和6年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中学校を卒業した者
- (ウ) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者又は令和6年3月に同条第1号若しくは第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (I) 日本国において、外国人学校の教育により9年の課程を令和6年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で、令和6年3月31日までに満15歳以上に達する者

イ 普通科職業コース

前記ア(ア)から(I)までのいずれかに該当する者のうち、公共交通機関等を利用して自力で通学することが見込める者

ウ 専攻科

- (ア) 令和6年3月に特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は特別支援学校高等部を卒業した者
- (イ) 令和6年3月に高等学校若しくは中等教育学校を卒業する見込みの者又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（これに相当する課程を修了した者を含む。）
- (ウ) 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者又は令和6年3月に同条第1号若しくは第2号に規定する課程を修了する見込みの者

- (2) 志願者は、県内の二つ以上の特別支援学校を併願することはできない。ただし、広島特別支援学校（知的障害）の就学区域にある者で、広島北特別支援学校的普通科職業コースに出願した者は、広島特別支援学校（知的障害）の普通科を併願できるものとする。
- (3) 専門教育を主とする学科においては、専攻科理療科と専攻科保健理療科の併願ができる。併願の方法については、当該特別支援学校長が別に定める。
- (4) 普通科職業コースに出願した者は、当該特別支援学校的普通科（職業コースを除く。）を併願できるものとする。併願の方法については、当該特別支援学校長が別に定める。ただし、広島特別支援学校的就学区域にある者は、広島北特別支援学校的普通科（職業コースを除く。）を併願できない。

6 出願

(1) 期間

ア 出願登録

(ア) 志願者登録・出身学校確認登録

令和6年1月24日（水）から2月15日（木）16時まで

(イ) 志願先特別支援学校確認登録

令和6年2月16日（金）から2月20日（火）正午まで

イ 調査書等提出

令和6年2月14日（水）から2月21日（水）正午まで

なお、出身学校長が、郵便により提出する場合は、簡易書留郵便により、令和6年2月20日（火）までに必着するよう提出すること。

また、郵便により提出後、電話により速やかに志願先特別支援学校長に郵便により提出した旨の連絡を行うこと。

(2) 手続

ア 出願登録

(ア) 志願者

a 志願者は、(1)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで必要事項を入力し、出身学校長の確認登録を受ける。ただし、出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者については、出身学校長の確認登録を受けない。

なお、広島北特別支援学校的普通科職業コースを志願し、広島特別支援学校の普通科（職業コースを除く。）を併願する者（以下「二校併願者」という。）は、広島北特別支援学校的普通科職業コース及び広島特別支援学校的普通科（職業コースを除く。）の双方に出願すること。

b 二校併願者は、入学併願書（様式第2号）を作成し、出身学校長を経由して広島北特別支援学校長に提出する。ただし、出身学校卒業後5年を超える者については、(1)イの期間内に広島北特別支援学校長に直接持参により提出するものとする。

- (イ) 出身学校長
- a 出身学校長は、(1)ア(ア)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。
なお、確認登録に当たっては、志願者の入力事項等に誤りがないことを確認すること。
 - b 二校併願者から入学併願書（様式第2号）の提出を受けた出身学校長は、記載事項に誤りがないことを確認の上、調査書等を(1)イの期間内に広島北特別支援学校長に提出する。
- (ウ) 志願先特別支援学校長
- a 志願先特別支援学校長は、志願者の入力事項等について、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、(1)ア(イ)の期間内に、インターネット出願システムで確認登録を行う。
 - b 入学併願書（様式第2号）を受理した広島北特別支援学校長は、入学併願書（様式第2号）の写しとその他の調査書等を保管するとともに、当該入学併願書にその志願者の調査書等（入学併願書を除く。）の写しを添付して広島特別支援学校長へ遅滞なく送付するものとする。

イ 調査書等提出

- (ア) 出身学校長
- 出身学校長は、次の調査書等を作成し、(1)イの期間内に、志願先特別支援学校長に持参又は簡易書留郵便により提出する。
- ① 調査書
特別支援学校長は、調査書に障害の状況及び性別を記載する欄を必ず設けること。
障害の状況の記載事項については、別表第3「実態把握の観点」を参考すること。
 - ② 特別支援学校長が別に定める書類
 - ③ 入学併願書（様式第2号）（二校併願者のみ）
- (イ) 志願者（出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者）
- 志願者（出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者）は、(1)イの期間内に、次の調査書等を志願先特別支援学校長に直接持参により提出する。
- ① 調査書（出身学校卒業後5年を超える者については、卒業証明書）
特別支援学校長は、調査書に障害の状況及び性別を記載する欄を必ず設けること。
障害の状況の記載事項については、別表第3「実態把握の観点」を参考すること。
 - ② 特別支援学校長が別に定める書類
 - ③ 入学併願書（様式第2号）（二校併願者のみ）
- (ウ) 志願先特別支援学校長
- 志願先特別支援学校長は、調査書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理する。

ウ 受検票の作成及び印刷

(ア) 受検票の作成

志願先特別支援学校長は、令和6年2月20日（火）正午以降に、インターネット出願システムで承認登録を行う。また、志願先特別支援学校長は、承認登録をした後、令和6年2月21日（水）正午までに受検番号の採番を行う。

(イ) 受検票の印刷

志願者は、志願先特別支援学校の受検番号の採番以降に、インターネット出願システムから受検票をダウンロードし、印刷する。

(3) 就学区域外出願

ア 教育委員会の許可が必要な場合

次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者（出身学校卒業後5年を超える者及び専攻科を志願する者は除く。）は、必要書類（別表第1（29ページ）参照）を出身学校長へ提出し、出身学校長は出願登録前令和5年12月21日（木）から令和6年1月31日（水）正午までに必要書類を特別支援教育課へ提出し、就学区域外出願の許可を受けなければならない。

また、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者（出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者に限る。）は必要書類（別表第1（29ページ）参照）を出願登録前令和5年12月21日（木）から令和6年1月31日（水）正午までに直接特別支援教育課へ提出する。

結果は、特別支援教育課から出身学校長（出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者については志願者）に通知する。

なお、志願者（出身学校卒業後5年を超える者及び専攻科を志願する者を除く。）が県外出身者の場合、出身学校長は、インターネット出願に係る県外等の中学校等登録申請書（様式第16号）を令和6年1月17日（水）までに特別支援教育課へ電子メールにより必ず提出しなければならない。

(ア) 就学区域規則第4条により、所定の就学区域外の特別支援学校を出願しようとする者

(イ) 出願時において、保護者の住所が志願先特別支援学校の就学区域外にある者（県外居住者及び海外居住者を含む。）で、入学時に、当該校の就学区域内に保護者が居住する予定の者

(ウ) 5(1)ア(イ)により出願する者

(エ) その他(イ)に準ずる者

[就学区域外出願許可願提出先]

提出先	提出先住所	提出期間
広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 特別支援教育課	〒730-8514 広島市中区基町 9番42号	令和5年12月21日（木）から 令和6年1月31日（水）正午まで ※ なお、郵便により提出する場合は、簡易書留郵便により、令和6年1月30日（火）までに必着するよう提出すること。

※ 提出期限後に、保護者の転勤等により教育委員会の就学区域外出願許可が必要となる志願者については、特別支援教育課の判断に従って手続を行うこと。

イ 教育委員会の許可が不要な場合

(7) 保護者が就学区域内に居住している者

5 (1) アに定める出願資格の(7)から(ウ)までのいずれかに該当する者で、保護者が、令和6年1月24日（水）現在、単身赴任などで志願先特別支援学校の就学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合、志願者は出身学校長意見書（様式第4号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を、一次募集出願登録期間内に出身学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出すること。

(1) 広島県立障害者リハビリテーションセンター若草園に入園見込みの者

令和6年4月の入学時点で広島県立障害者リハビリテーションセンター若草園に入園見込みで西条特別支援学校への入学を希望する者は、出身学校長意見書（様式第4号）及び若草園への入園について客観的事実を証明できる書類を、一次募集出願登録期間内に出身学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出すること。

なお、出身学校の所在地が県外の場合、出身学校長は、上記(ア)又は(イ)に加えて、インターネット出願に係る県外等の中学校等登録申請書（様式第16号）を、令和6年1月17日（水）までに特別支援教育課に電子メールにより提出しなければならない。

7 入学者選抜

(1) 実施期日

令和6年2月27日（火）から令和6年2月28日（水）まで
(学校により2月27日（火）のみを実施日とすることがある。)

(2) 選抜の方法

ア 特別支援学校長は、令和6年度広島県立特別支援学校高等部入学者選抜の基本方針に基づいて、各特別支援学校の実施要項を作成し、選抜はその実施要項に基づき行うものとする。なお、各特別支援学校の実施要項は、令和5年12月5日（火）までに特別支援教育課に電子メールで提出するとともに、各特別支援学校のホームページへ掲載すること。

イ 特別支援学校長は、校長を委員長とする入学者選抜に関する委員会を設置し、学力検査及び調査書等の結果を総合的に判断して、入学者の適正な選抜を行うものとする。

ウ 二校併願者の学力検査等を実施した広島北特別支援学校長は、実施後遅滞なく当該志願者の学力検査等の結果を広島特別支援学校長に知らせるものとし、広島特別支援学校長は、当該志願者が普通科職業コースの合格者とならなかつた場合において、その提供された学力検査等の結果を用いて入学者選抜を行うものとする。

エ 二校併願者への入学者選抜に当たっては、広島北特別支援学校長と広島特別支援学校長は、互いの入学者選抜事務に支障が生じないよう十分な連携を行うものとする。

オ 遅刻者の取扱いについては、次のとおりとする。

- (ア) 検査時間が30分の学力検査については、検査開始後15分以上遅刻した者、検査時間が50分の学力検査については、検査開始後20分以上遅刻した者は、原則としてその时限の受検をさせないものとする。
- (イ) 実音聴取の途中での入室は認めないものとする。
- (ウ) その他特別の事情のある場合は、特別支援学校長が別に定めるものとする。

(3) 選抜結果の発表

特別支援学校長は、合格者の発表を令和6年3月8日（金）に次の方法で行う。

- ア 各校敷地内への掲示
- イ 受検者に対して選抜結果の通知
- ウ 各校ホームページへの掲載

(4) 選抜結果の通知及び「請書・辞退届」の提出（別紙3（27ページ）参照）

ア 特別支援学校長は、令和6年3月8日（金）に、次のとおり、選抜結果の通知等を行う。

なお、二校併願者の入学者選抜を行った広島特別支援学校長は、同じく選抜結果の通知等を行うものとする。

（ア）志願する特別支援学校の中学校部を卒業する見込みの者及び卒業した者並びに出身学校卒業後5年を超える者並びに専攻科に出願した者に対しては、「合格通知書」を本人に通知する。この場合において、合格者には「請書・辞退届」を添付する。

（イ）（ア）以外の者に対しては、「入学者選抜結果について（通知）」（様式第13号）に「合格通知書」を添付して、出身学校長に通知する。この場合において、合格者がいる場合には「請書・辞退届」を添付する。通知を受けた出身学校長は、「合格通知書」を本人に交付するとともに、合格者には「請書・辞退届」を交付する。

イ 合格者は、「請書・辞退届」を作成し、志願先特別支援学校長に提出しなければならない。提出期日は、「請書」が令和6年3月14日（木）正午まで、「辞退届」が令和6年3月11日（月）16時までとする。

なお、郵便により提出する場合は、簡易書留郵便により期日内に必着するよう提出すること。

ウ 入学者選抜の結果、合格者とならなかつた者が特別支援学校高等部の二次募集に出願する場合は、改めて、後記の「第2 二次募集」の手続を行わなければならない。

(5) 諸報告

特別支援学校長は、別紙2（26ページ）に示すとおり、出願状況等について特別支援教育課に報告する。

8 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず普通科職業コース又は専門教育を主とする学科の一次募集を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先特別支援学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

事由	
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

(1) 手続

ア 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の(ア)の書類に必要事項を記入し、(イ)及び(ウ)の書類を出身校長を経由して志願先特別支援校長に提出する。

ただし、出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者については、(ア)及び(イ)の書類を志願先特別支援校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

(ア) 追検査受検願（様式第7号）

(イ) 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病（新型コロナウィルス感染症を含む。）にあっては検査当日の医師の診断書

イ 出身校長

出身校長は、次の(ア)から(ウ)の書類を令和6年3月1日（金）正午までに原則として持参により志願先特別支援校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した(ア)及び(イ)の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

また、出身校長は、下記ウにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第9号）を追検査受検希望者に交付する。

(ア) 追検査受検願（様式第7号）

(イ) 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病（新型コロナウィルス感染症を含む。）にあっては検査当日の医師の診断書

(ウ) 追検査受検願提出者名簿（様式第8号）

ウ 志願先特別支援校長

志願先特別支援校長は、出身校長から追検査受検願（様式第7号）、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病（新型コロナウィルス感染症を含む。）にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿（様式第8号）の提出を受けたときは、別紙4（28ページ）を参考にその申請事由を審査し、必要事項を記載した追検査受検願提出者名簿（様式第8号）の写しとともに、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第9号）を出身校長に交付する。

また、出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者から同様の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第9号）を原則保護者に交付する。

(2) 選抜

ア 検査方法

追検査は、学力検査及び自己表現等を実施するものとし、普通科職業コース又は専門教育を主とする学科を置く特別支援学校（以下「対象校」という。）の校長が定め、当該特別支援学校の入学者選抜実施要項により公表する。

イ 実施期日

令和6年3月5日（火）

ウ 集合及び開始の時刻

対象校の校長が別に定める。

エ 実施場所

志願先特別支援学校

(3) 選抜の方法

ア 特別支援学校長は、校長を委員長とする入学者選抜に関する委員会を設置して選抜を行うものとする。

イ 特別支援学校長は、学力検査及び調査書等の結果を総合的に判断して、入学者の適正な選抜を行う。

ウ 合格者は一次募集の定員に含めて決定する。

エ 二校併願者の追検査を実施した広島北特別支援学校長は、実施後遅滞なく当該志願者の学力検査等の結果を広島特別支援学校長に知らせるものとし、広島特別支援学校長は、当該志願者が普通科職業コースの合格者とならなかった場合において、その提供された学力検査等の結果を用いて入学者選抜を行うものとする。

(4) 選抜結果の発表

特別支援学校長は、合格者の発表を令和6年3月8日（金）に7(3)の方法で行う。

(5) その他

ア 入学者選抜の結果、合格者とならなかった者が特別支援学校高等部の二次募集に出願する場合は、改めて、後記の「第2 二次募集」の手続を行わなければならない。

イ 二校併願者の追検査を実施するに当たっては、広島北特別支援学校長と広島特別支援学校長は、互いの入学者選抜事務に支障が生じないよう、十分な連携を行うものとする。

第2 二次募集

1 実施校・対象学科

一次募集を実施した普通科（職業コースを除く。）及び一次募集の結果、入学を辞退した者を除く合格者数が入学定員に満たない普通科職業コース及び専門教育を主とする学科において実施する。

2 対象学年

第1学年

3 入学定員

- (1) 普通科（職業コースを除く。）は、若干名とする。
- (2) 普通科職業コース及び専門教育を主とする学科の定員は、入学定員から一次募集の合格者数（入学を辞退した者を除く。）を除いた人数とする。

4 出願に係る就学区域

一次募集の取扱いに準ずるものとする。

5 出願資格

次の(1)及び(2)の両方の条件を満たす者が出願できる。

なお、併願については、「第1 一次募集」の「5 出願資格」の(2)、(3)及び(4)によるものとする。

- (1) 「第1 一次募集」の「5 出願資格」の(1)に該当する者
- (2) 県内のいずれの特別支援学校の高等部又はいずれの高等学校（高等専門学校を含む。）にも合格していない者

6 出願

(1) 期間

次の期間内に出願登録及び調査書等の提出を行う。

令和6年3月13日（水）から3月15日（金）正午まで

なお、調査書等は、原則、志願先特別支援学校長に直接持参により提出する。

(2) 手續

一次募集の手續に準ずるものとする。

(3) 就学区域外出願

教育委員会の就学区域外出願の許可が必要となる志願者については、特別支援教育課の判断に従って手續を行うこととする。

7 入学者選抜

各特別支援学校長は、次のとおり入学者選抜を実施する。

(1) 実施期日

令和6年3月18日（月）

(2) 実施の公表

広島県教育委員会ホームページにおいて、令和6年3月12日（火）に二次募集の

実施の有無を公表する。

(広島県教育委員会ホームページアドレス :

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>)

(3) 選抜の方法

一次募集の手続に準ずるものとする。ただし、学力検査を除く。

(4) 選抜結果の発表

令和6年3月19日（火）に、一次募集の手続に準じて行う。

(5) 選抜結果の通知及び「請書・辞退届」の提出

一次募集の手続に準ずるものとする。

ただし、特別支援学校長が行う選抜結果等の通知については令和6年3月19日（火）、合格者が行う「請書・辞退届」の提出期限は令和6年3月22日（金）正午とする。

(6) 諸報告

特別支援学校長は、別紙2（26ページ）に示すとおり出願状況等について特別支援教育課に報告する。

8 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず普通科（職業コースを除く。）の二次募集を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、志願先特別支援学校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

また、やむを得ず普通科職業コースの二次募集を欠席した者のうち、普通科（職業コースを除く。）を併願した者についても、欠席した事由が次の表に該当し、志願先特別支援学校長が審査し正当と認められた場合に限り、普通科（職業コースを除く。）において追検査を受検することができる。

事 由	
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾 病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

(1) 手続

ア 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の(ア)の書類に必要事項を記入し、(ア)及び(イ)の書類を出身学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出する。

ただし、出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者については、(ア)及び(イ)の書類を志願先特別支援学校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

(ア) 追検査受検願（様式第7号）

(イ) 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証

明できる書類、疾病（新型コロナウイルス感染症を含む。）にあっては検査当日の医師の診断書

イ 出身学校長

出身学校長は、次の(ア)から(ウ)の書類を令和6年3月18日（月）14時までに原則として持参により志願先特別支援学校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した(ア)及び(イ)の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

また、出身学校長は、下記ウにより交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（様式第9号）を追検査受検希望者に交付する。

(ア) 追検査受検願（様式第7号）

(イ) 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病（新型コロナウイルス感染症を含む。）にあっては検査当日の医師の診断書

(ウ) 追検査受検願提出者名簿（様式第8号）

ウ 志願先特別支援学校長

志願先特別支援学校長は、出身学校長から追検査受検願（様式第7号）、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類（疾病（新型コロナウイルス感染症を含む。）にあっては検査当日の医師の診断書）及び追検査受検願提出者名簿（様式第8号）の提出を受けたときは、別紙4（28ページ）を参考にその申請事由を審査し、必要事項を記載した追検査受検願提出者名簿（様式第8号）の写しとともに、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第9号）を出身学校長に交付する。

また、出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者から同様の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、追検査受検承認（不承認）通知書（様式第9号）を原則保護者に交付する。

(2) 選抜

追検査は、調査書等を総合的に判断して令和6年3月18日（月）に合格者の決定を行う。

(3) 選抜の方法

特別支援学校長は、校長を委員長とする入学者選抜に関する委員会を設置して選抜を行うものとする。

(4) 選抜結果の発表

特別支援学校長は、合格者の発表を令和6年3月19日（火）に一次募集の手続に準じて行う。

第3 その他

1 教育相談の実施

特別支援学校は、出願期間前に教育相談を行うとともに、志願者は出願期間前に志願先の特別支援学校の教育相談を受けるものとする。この場合において、二校併願者は、両校の教育相談を受けるものとする。教育相談を行う期日、教育相談の内容・方法等は、特別支援学校長が別に定めるところによる。

なお、教育相談実施後、教育相談の内容に変更があった場合は、志願者は志願先の特別支援学校へ速やかに届け出ることとする。

2 特別な配慮

前項の教育相談で把握した志願者の実態により、特別支援学校長が入学者選抜において、志願者に特別な配慮が必要であると認めた場合、特別支援学校長は入学者選抜の公平性の確保に照らした上で、検査実施場所、検査時間等も含め、特別な配慮の実施内容を決定する。

3 学力検査受検上の留意事項

学力検査時の検査場内への携行品の取扱い等については、次のとおりとする。

(1) 検査場内への携行品（持込みができる物品）の取扱い

ア 受検票

受検票は、机上の前方に置き、監督者が見やすいようにすること。

イ 受検票のほかに持込みができる物品

受検票のほかに、検査場内の各自の席に持込みができるものは、次の①から⑦の物品のみとする。なお、①から⑦以外で携行可能なものがある場合には、各特別支援学校の入学者選抜実施要項により公表する。

- ①鉛筆、シャープペンシル
- ②鉛筆削り
- ③消しゴム
- ④定規（分度器のついたものや三角定規は不可）
- ⑤時計（スマートウォッチ等の辞書や計算や端末等の機能があるもの等は不可）
- ⑥ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）
- ⑦点字盤、拡大鏡、書見台、鉛筆補助具といった日常的に使用している支援具

①から⑦以外の物品（携帯電話、コンパス等）を持ち込むことはできない。

また、①から⑦の物品であっても、検査問題の解答上有利と考えられるものは携行できない。

ウ 物品の貸借の禁止

受検中は、他の受検者から物品を貸借することは認められない。

(2) 不正行為への対応

各教科の検査開始後に、検査場内に(1)に示す持込みができる物品以外の物品を持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなす。

不正行為を行った場合は、退室となり、その後の全ての検査の受検はできない。また、それまでに受検した全ての検査の結果は一切無効とする。

(3) 上記①から⑦以外の物品の携行願について

(1)に定める①から⑦以外の物品の携行が必要な場合の手続は、次のとおりとする。

ア 志願者

志願者は、入学者選抜に関する携行願（様式第15号）を作成し、志願する特別支援学校の中学校部を卒業する見込みの者又は卒業した者は、志願先特別支援学校長に提出し、その他の者は、出身学校長を経由して志願先特別支援学校長に提出する。

出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者については、一次募集（又は二次募集）の出願期間内に志願先特別支援学校長に直接持参により提出するものとする。

イ 出身学校長

出身学校長は、志願者から提出された入学者選抜に関する携行願（様式第15号）を確認の上、一次募集（又は二次募集）の6(1)イ（二次募集においては6(1)）の期間内に志願先特別支援学校長に提出する。

ウ 志願先特別支援学校長

志願先特別支援学校長は、出身学校長から入学者選抜に関する携行願（様式第15号）の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、必要事項を記入の上、押印し、出身学校長へ郵送する。

なお、交付した写しは、各特別支援学校にて保管すること。

また、出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者から同様の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、入学者選抜に関する携行願承認・不承認を記入し押印の上、原則保護者に交付する。

4 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていない者の出願資格について

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていない者の出願資格の判断に当たっては、特別支援学校長が出願前に当該者の出願資格の有無を判断することとし、その手続を次のとおり定める。

(1) 特別支援学校長は、当該者に対して実態把握を行う教員を指名するとともに、別表第3「実態把握の観点」を参考にし、障害の状態等を的確に把握する。

(2) 特別支援学校長は、(1)に基づき把握した実態を特別支援教育課に報告するとともに、学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者であるかどうかの判断をするに当たっては、特別支援教育課に協議を行うものとする。

(3) 特別支援学校長は、(2)に基づき判断した結果を、出願期間前までに特別支援教育課に報告する。

なお、二校併願者の場合、両校において(1)から(3)の対応を行うこと。

5 就学義務猶予免除者の高等部への出願資格について

(1) 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に該当する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、

肢体不自由者又は病弱者であって、次のア又はイのいずれかの条件を満たす者が出願できる。

ア 学校教育法施行規則第95条第4号に規定する就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校又は中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

イ 学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、入学しようとする学校において、中学校又は中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 出願資格有無の判断

(1) イによって出願しようとする者に対しては、特別支援学校長が出願前に当該者の出願資格の有無を判断することとし、その手続を次のとおり定める。

ア 就学義務猶予免除者と思われる者の高等部出願に当たっては、特別支援学校長は当該者又は保護者に対して事前に就学義務猶予免除者であることの証明を求める。

イ アにより就学義務猶予免除者であることが証明された場合、特別支援学校長は、当該者に対して実態把握を行う教員を指名するとともに、別表第3「実態把握の観点」(31ページ)を参考にし、障害の状態等を的確に把握する。

ウ 特別支援学校長は、イに基づき把握した実態を特別支援教育課に報告するとともに、中学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められるかどうかの判断をするに当たっては、特別支援教育課の意見を聞くものとする。

エ 特別支援学校長は、ウに基づき判断した結果を、出願期間前までに特別支援教育課に報告する。

6 普通科への過年齢者の入学について

特別支援学校長は、「特別支援学校の高等部普通科への過年齢者の入学許可基準について」に基づき、入学許可の判定を行うものとする。

7 出願期間等の変更

特別支援学校長は、志願者が県外者である等の特別な事由により出願期間等の変更が必要な場合、又は特別な事由による出願資格や特別な配慮等の判断が難しい場合は、特別支援教育課に協議を行うものとする。

8 専門教育を主とする学科の出願方法等

広島中央特別支援学校の保健理療科、専攻科理療科及び専攻科保健理療科における出願方法は、広島中央特別支援学校長が別に定める。また、就学区域外出願については、出身学校長意見書は必要としない。

9 入学者選抜の結果に係る簡易開示

入学者選抜の結果に係る簡易開示は、次に定めるところにより行う。

(1) 開示対象

一次募集又は二次募集における学力検査等の結果

(2) 開示内容

ア 学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 作業・運動能力検査の得点

エ 学校独自検査における面接及び職業適性機能検査の得点

(3) 開示請求対象者

一次募集又は二次募集の受検者のうち不合格者（本人又はその法定代理人（以下「本人等」という。））

(4) 本人等であることの確認

別表第2（30ページ）に示す書類の提示により確認する。

(5) 開示期間

ア 令和6年3月19日（火）から令和6年4月18日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校が定める振替休日等を除く。）とする。

イ 受付時間は、原則として9時から16時まで（各特別支援学校の休憩時間を除く。）とする。

(6) 開示場所

一次募集又は二次募集を受検した特別支援学校

(7) 開示手続

ア 請求者は、別表第2（30ページ）に示す本人等であることを確認する書類を持参の上、一次募集又は二次募集を受検した特別支援学校において口頭で開示の請求をする。

イ 特別支援学校長は、前記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、簡易開示請求受付処理簿（様式第14号）に必要事項を記入し、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

(8) 簡易開示実施状況報告

簡易開示を実施した特別支援学校長は、簡易開示請求受付処理簿（様式第14号）の写しを令和6年4月26日（金）までに特別支援教育課に提出する。

10 その他

(1) 志願について虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

(2) 様式中の生年月日に係る部分は、外国人の場合にあっては、「昭和・平成 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとする。なお、様式は、必要に応じてコピーして使用することができる。全ての様式について用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(3) この要項に定めるもののほか、必要な事項については、広島県教育委員会教育長が別に定める。

[別紙1]

「調査書」、「特別支援学校長が別に定める書類」及び一次募集の「入学併願書」の郵便による送付における未着事態への対応

1 郵便による送付期限日（令和6年2月20日（火））の対応

志願先特別支援学校長は、出身学校長から調査書等の郵便による提出の連絡があったにもかかわらず、令和6年2月20日（火）16時の時点で調査書等が届かない場合、出身学校長に対して次のことを連絡し、依頼する。

(1) 調査書等が16時の時点で到着していないこと。

(2) 持参による提出とする場合には、2月21日（水）正午までに調査書等を提出すること。

(3) 郵便による提出の場合には、差出郵便局に対して郵便物の所在の確認を行い、その結果を志願先特別支援学校長に報告すること。2月21日（水）正午までに調査書等が到着しなかった場合、調査書等を再度作成し、簡易書留郵便物受領証の写しとともに、2月22日（木）正午までに持参により提出すること。

2 提出期限日（令和6年2月21日（水））の対応

(1) 志願先特別支援学校長は、正午まで調査書等の到着を待つ。

(2) 志願先特別支援学校長は、正午になんでも調査書等が到着しない場合、特別支援教育課にその旨を電話で連絡する。

(3) 志願先特別支援学校長は、特別支援教育課への連絡後、出身学校長に対して次のことを連絡し、依頼する。

① 調査書等が提出期限までに到着しなかったこと。

② 差出郵便局に対して郵便物の所在の確認を行い、その結果を志願先特別支援学校長に報告すること。

③ 調査書等を再度作成し、簡易書留郵便物受領証の写しとともに、令和6年2月22日（木）正午までに持参により提出すること。

3 提出期限の翌日（令和6年2月22日（木））の対応

郵便により提出した出身学校長は、正午までに再度作成した調査書等と簡易書留郵便物受領証の写しを、持参により志願先特別支援学校長に提出する。

4 その他

(1) 志願先特別支援学校長は、再度作成された調査書等を受領した後、最初に送付された調査書等が届いた場合、それを出身学校長に返却する。

(2) 郵便局との対応は、出身学校長が行う。簡易書留郵便が紛失した可能性がある場合、差出郵便局に調査を依頼することができる。

[別紙2]

諸報告

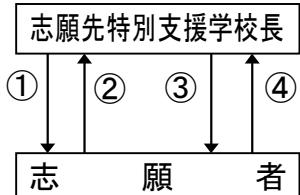
区分	内 容	特別支援学校長からの報告等		広島県教育委員会 ホームページ掲載予定
		様式	期 限	
一 次	志願者数	—	—	2月20日（火）
	出願状況報告	様式第10号	2月26日（月）	—
	2月27日（火）現在の受検者数	様式第11号	2月27日（火）正午	—
	2月28日（水）現在の受検者数 (※ 実施校のみ)		2月28日（水）正午	—
	追検査受検承認者数	様式第11号	3月1日（金）13時30分	—
	追検査受検者数	様式第11号	3月5日（火）16時	—
	合格者数、辞退者数及び辞退理由	様式第11号	3月12日（火）10時	—
二 次	二次募集の有無	—	—	3月12日（火）
	志願者数	—	—	3月15日（金）
	出願状況報告	様式第10号	3月18日（月）	—
	受検者数	様式第12号	3月18日（月）16時	—
	追検査受検承認者数	様式第12号	3月18日（月）16時	—
	合格者数、辞退者数及び辞退理由	様式第12号	3月22日（金）16時	—
	入学許可状況報告	管理規則施行細則 様式第10号	4月10日（水）	—
	簡易開示実施状況報告	様式第14号（写）	4月26日（金）	—

- ・報告は全て電子メールにより特別支援教育課に行うこと。
- ・メールの送信については、定められた様式のみを送信すること。
- ・メールでの送信が不能な場合に限り、FAXにより送信すること。
- ・メール又はFAXは、別途通知するメールアドレス又はFAX番号に送信すること。
- ・管理規則施行細則とは、広島県立高等学校等管理規則施行細則のことをいう。
- ・出願期間等の変更を行った場合は、報告期限にかかわらず、報告内容が確定次第速やかに報告すること。

入学者選抜結果の通知以降の手続

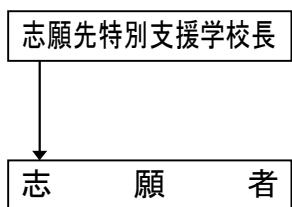
1 【志願先特別支援学校と出身学校が同一の者、出身学校卒業後5年を超える者及び専攻科に出願した者の場合】

(1) 合格の場合



- | |
|---|
| ① 「合格通知書」の交付
※「請書・辞退届」の添付
② 「請書・辞退届」の提出
③ 入学許可
④ 宣誓書、保護者の誓約書、住民票記載事項証明書等の提出
(広島県立特別支援学校学則第16条) |
|---|

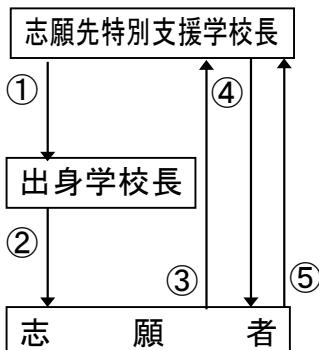
(2) 不合格の場合



※ 交付書類なし

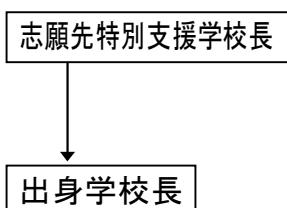
2 【1以外の者の場合】

(1) 合格の場合



- | |
|--|
| ① 「入学者選抜結果について（通知）」(様式第14号)
の通知
※「合格通知書」及び「請書・辞退届」を添付
② 「合格通知書」及び「請書・辞退届」を交付
③ 「請書・辞退届」の提出
④ 入学許可
⑤ 宣誓書、保護者の誓約書、住民票記載事項証明書等の提出
(広島県立特別支援学校学則第16条) |
|--|

(2) 不合格の場合



「入学者選抜結果について（通知）」(様式第14号)の通 知

追検査の対象となる事由

大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。						
疾 病	<p>○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。</p> <p>【参考】 学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">一 第一種</td><td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項 第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">二 第二種</td><td>インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">三 第三種</td><td>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症</td></tr> </table>	一 第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項 第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）	二 第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	三 第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
一 第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項 第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）						
二 第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎						
三 第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症						

[別表第1]

就学区域外出願に係る提出書類

必要書類	出願理由	地理的条件	身体的事由	転居	特別の事情他
就学区域外出願許可願（様式第3号又は様式第3号の2）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
居住確約書（様式第6号）				<input type="radio"/>	客観的事実を証明できるもの
保護者及び志願者の住民票記載事項証明書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
関係地域の地図、就学区域内及び志願先学校までの距離、交通機関状況等		<input type="radio"/>			
医師の診断書等			<input type="radio"/>		
出身学校長意見書（様式第4号） (出身学校卒業後5年を超える場合又は専門教育を主とする学科へ出願する場合は不要)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
志願先特別支援学校長意見書（様式第5号）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
インターネット出願に係る県外等の中学校等登録申請書（様式第16号）		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- (注) 1 志願者が福祉施設等に入所し、保護者が当該施設の長等である場合など、特別な事情がある場合は特別支援教育課に相談すること。
 2 インターネット出願に係る県外等の中学校等登録申請書（様式第16号）については、出身学校の所在地が広島県内にある場合については必要としない。

〔別表第2〕

簡易開示において本人等であることを確認する書類

請求者	区分	必要書類
受検者本人	請求者が受検者本人であることを確認する書類 ※ 写真のない書類にあっては複数の書類の提示により確認すること。	<input type="radio"/> 一次募集又は二次募集の受検票 <input type="radio"/> 出身中学校の生徒証明証 <input type="radio"/> 特別支援学校の生徒証明証等の在籍する学校の証明証 <input type="radio"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> 旅券 <input type="radio"/> 健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 <input type="radio"/> 官公署の発行する身分証明書 <input type="radio"/> その他下欄に掲げる書類 等
受検者の法定代理人（親権者等）	ア 請求者が法定代理人本人であることを確認する書類 ※ 写真のない書類にあっては複数の書類の提示により確認すること。 イ 受検者が未成年者又は成年被後見人であることを確認する書類 ウ 請求者が法定代理人であることを確認する書類	<input type="radio"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="radio"/> 運転免許証 <input type="radio"/> 旅券 <input type="radio"/> 健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 <input type="radio"/> 共済組合員証 <input type="radio"/> 国民年金手帳 <input type="radio"/> 厚生年金手帳 <input type="radio"/> 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 <input type="radio"/> 共済年金又は恩給等の証書 <input type="radio"/> 船員手帳 <input type="radio"/> 海技免状 <input type="radio"/> 猟銃・空気銃所持許可証 <input type="radio"/> 戰傷病者手帳 <input type="radio"/> 宅地建物取引士証 <input type="radio"/> 電気工事士免状 <input type="radio"/> 無線従事者免許証 <input type="radio"/> 毒物劇物販売業登録票 <input type="radio"/> 官公署の発行する身分証明書 <input type="radio"/> 印鑑登録証明書（印鑑登録手帳） <input type="radio"/> 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類 <input type="radio"/> 外国政府が発行する外国旅券 等

(注) 受検者の法定代理人の場合、区分におけるア、イ及びウの全てに係る書類が必要である。

〔別表第3〕

実態把握の観点

【視覚障害】

観点	内容
眼疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・診断名（眼疾患名） ・眼疾患発症の時期、失明の時期 ・眼疾患の進行性の有無 ・視覚管理上の配慮事項
視機能	<ul style="list-style-type: none"> ・視力（遠距離視力、近距離視力、最大視認力） ・視野障害の有無（求心性、中心性） ・光覚等（明順応障害・暗順応障害の有無） ・眼鏡等の使用（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ）
視覚補助具等の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・弱視レンズの使用（遠用・近用） ・拡大読書器の使用 ・照明器具の使用
障害に応じた特別な指導の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・点字や漢字の読み書きに関する指導 ・視覚補助具の活用に関する指導 ・白杖歩行に関する指導 ・保有する視覚の活用に関する指導 ・コンピュータ等の情報機器の活用に関する指導 ・日常生活の技能に関する指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解 ・環境の把握や視覚、触覚、聴覚による認知の状態 ・視覚障害以外の障害の有無と障害種・程度

【聴覚障害】

観点	内容
聴覚疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・診断名（聴覚疾患名；感音性、混合性、伝音性） ・聴覚疾患発症の時期、失聴の時期 ・聴覚疾患の進行性の有無 ・聴覚管理上の配慮事項
聴覚機能	<ul style="list-style-type: none"> ・両耳の聴力レベル ・話し声の理解の状況
補聴器等の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・両耳、片耳、人工内耳 ・装用閾値
障害に応じた特別な指導の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する聴覚の活用に関する指導 ・日常の話し言葉に関する指導 ・発音・発語に関する指導 ・状況に応じたコミュニケーションに関する指導 ・コンピュータ等の情報機器の活用に関する指導 ・日常生活の技能に関する指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解 ・環境の把握や視覚、聴覚、触覚、振動覚による認知の状態 ・聴覚障害以外の障害の有無と障害種・程度

【知的障害】

観点	内容
知的障害に関する診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・診断名 ・医療的な配慮事項、服薬の要否等
知的機能	<ul style="list-style-type: none"> ・知能（発達）検査等の結果
適応機能	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション、言葉の状態（日常の会話や簡単な指示の理解、文字や数への関心など） ・身辺処理等の状態（食事、衣服の着脱、排泄、片付けなど） ・対人関係、行動特徴（他人への関わり、きまりの理解、危険の回避、多動性・こだわりの有無など）
障害に応じた特別な指導の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の技能に関する指導 ・特別な教育課程の編成
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解 ・知的障害以外の障害の有無と障害種・程度

【肢体不自由】

観点	内容
肢体不自由の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・診断名 ・発症の時期 ・体幹・上肢・下肢の状態（補装具の要否、座位の保持、筆記・歩行の可否） ・医療面の配慮・管理事項（健康状態の安定度、てんかん発作の有無と頻度、服薬の要否、医療的ケアの必要性）
日常生活動作	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、衣服の着脱、排泄等の状態 ・移動手段（自力歩行、車椅子、電動車椅子、松葉杖、歩行器等）の状況
コミュニケーション手段	<ul style="list-style-type: none"> ・話し言葉、筆談、コンピュータ等の活用
障害に応じた特別な指導の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の動きや意思の表出に係る補助用具の活用に関する事項 ・コンピュータ等の情報機器の活用に関する事項 ・身体の動きに関する指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解 ・目と手の協応動作などの視知覚・感覚の発達、手指の巧緻性、両手の協応動作 ・肢体不自由以外の障害の有無と障害種・程度

【病弱・身体虚弱】

観点	内容
病弱・身体虚弱の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・診断名 ・病気の程度 ・入院を要する期間 ・生活規制の程度 ・学習時間の制限 ・運動・食事等の制限 ・回復・改善等への意欲 ・身体及び知的発達の遅滞の程度
障害に応じた特別な指導の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ等の情報機器の活用に関する事項 ・健康の保持、心理的な安定に関する指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の理解 ・病弱・身体虚弱以外の障害の有無と障害種・程度

06

受 檢 票		
受検番号	年 月 日生	
氏名	出身中学校等	
志願先特別支援学校		
(注意)破線で切り取り、検査当日に 携行して机上に置くこと。		

受検票は、インターネット出願システムでダウンロードし、印刷してください。

※ 用紙の大きさは日本産業規格A4としてください。

入 学 併 願 書

令和 年 月 日

広島県立広島北特別支援学校長様
広島県立広島特別支援学校長様

出身学校名 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

広島県立広島北特別支援学校高等部普通科職業コースの合格者とならなかった場合は、広島県立広島特別支援学校高等部普通科への入学を志願します。

(志願者が成年の場合の作成上の注意)

様式中「保護者」とあるのは親権者又は未成年後見人に準ずる者を指します。

〔留意事項〕

- ・ この入学併願書は、その写しを志願先特別支援学校長が保管し、当該入学併願書に調査書等（入学併願書を除く。）の写しを添付して併願先特別支援学校長へ送付すること。
- ・ 志願者は※印の欄を記入しない。

※広島特別支援学校受付番号

就学区域外出願許可願

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様
 (特別支援教育課)

出身学校名

〔昭和
 平成 年 月卒業見込・卒業
 (修了見込)
 令和〕

〒_____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

志願者との続柄()

〒_____

現住所 _____

電話番号 _____

次のとおり、就学区域外出願を許可してください。

出願を希望する学校	広島県立_____特別支援学校
理由	

就学区域外出願許可願
(日本国内における外国人学校からの出願)

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様
(特別支援教育課)

出身学校名

昭和]	
平成		年 月修了見込・修了
令和		

〒 _____

学校所在地 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

志願者との続柄()

〒 _____

現住所 _____

電話番号 _____

日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和6年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で、令和6年3月31日までに満15歳以上に達する者であるため、貴教育委員会所管の特別支援学校への出願を許可してください。

なお、入学後は次の住所に居住する予定である。

〒 _____

住所 _____

〔注意〕出願する予定の選抜について、下表右欄に○印をすること。

一次募集	<input type="checkbox"/>
二次募集	<input type="checkbox"/>

出身学校長意見書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様
 (特別支援教育課)

出身学校名 _____

出身学校長 _____ 印

〒_____

学校所在地 _____

電話 _____

次の者が広島県立_____特別支援学校に出願を希望しておりますので、就学区域外出願を許可してください。

志願者氏名		生年月日	昭和平成 年月日
保護者氏名		志願者との続柄	
現住所			
理由			

志願先特別支援学校長意見書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様
 (特別支援教育課)

志願先特別支援学校長 _____ 印

次の者は、本校に出願を希望しており、就学区域外出願の資格を有するものと判断します。

出身学校名				
志願者氏名		生年月日	昭和平成 年月日	
保護者氏名		志願者との続柄		
現住所				
所見	主たる障害種（ ）			

居 住 確 約 書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様
(特別支援教育課)

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

現 住 所 _____

私は、令和 年 月 日から、次の転居先に居住することを確約します。

転居先

理 由

追検査受検願

令和 年 月 日

_____特別支援学校長様

出身学校名 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

この度、(一次募集 ・ 二次募集) を次の理由により、受検することができませんでしたので、追検査の受検を承認してください。

1 理由

2 志願学科等

本校 分校	学科・コース	受付番号
分級 分教室	科	コース

上記について相違ないことを証明します。

_____学校長氏名 _____ 印

受付番号	※	特別支援学校受付印
[注意]	1 ※印の欄には記入しないこと。 2 必要な文字を○で囲むこと。 3 出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を出願した者については、出身学校長による記入は不要とする。 4 大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病（新型コロナウイルス感染症を含む。）にあっては検査当日の医師の診断書を添付して提出すること。	※

追検査受検願提出者名簿

令和 年 月 日

特別支援学校長様学校長 印

貴校の（一次募集・二次募集）の追検査を希望している者は、次のとおりです。

本校 分校 分級 分教室	学科・コース 科 コース	受付番号	氏名	※区分 承認・不承認	※備考

- 〔注意〕 1 ※印欄については記入しないこと。
2 必要な文字を○で囲むこと。
-

学校長様

上記の者の追検査の受検の承認（不承認）については、区分欄に記載のとおりですので、該当者に別紙「追検査受検承認（不承認）通知書」を速やかに交付してください。

また、承認者が一次募集に係る追検査を受検する場合は、承認者に対して、追検査当日、当該通知書を携行するよう周知してください。

令和 年 月 日

特別支援学校長 印

- 〔注意〕 1 区分欄の「承認」又は「不承認」のいずれかを○で囲むこと。
2 承認できない者については、備考欄に理由を記載すること。
3 特別支援学校においては、提出された原本を保管すること。

〔様式第9号〕

06

追検査受検承認（不承認）通知書

令和 年 月 日

受付番号_____番

_____様

_____特別支援学校長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった（一次募集・二次募集）の追検査
の受検については、次のとおりです。

1 承認します。

2 承認できません。

【承認できない理由】 _____

〔注〕 「1 承認します。」又は「2 承認できません。」のいずれかを○で囲み、承認できない場合は、その
理由を記載すること。

(注意) この通知書は、追検査当日、既に発行している受検票とともに検査会場へ携行
し、受付で提示してください。

令和 年 月 日

教 育 長 様
(特別支援教育課)広島県立 _____ 特別支援学校長
_____ 分校・分級・分教室

出願状況報告 (_____科)

募集区分		No.	志願者氏名	出身学校名	学級	生年月日	障害の状況	その他
					昭和 ・ 年 月 日			
					平成 昭和 ・ 年 月 日			
					平成 昭和 ・ 年 月 日			
					昭和 ・ 年 月 日			
					平成 昭和 ・ 年 月 日			
					昭和 ・ 年 月 日			
					平成 昭和 ・ 年 月 日			

〔記入上の留意事項〕

- ・ 本校、分校、分級、分教室ごとに作成すること。
- ・ 「募集区分」の欄は、「一次募集」・「二次募集」のいずれかをリストから選択すること。ただし、志願者がいない場合は報告を要しない。
- ・ 「No.」の欄は、通し番号を記入する。
- ・ 「学級」の欄は、リストの中から該当するものを選択すること。中学校出身者のうち特別支援学級の場合は、学級の種類についても記載すること。
- ・ 「障害の状況」の欄は、身体障害者手帳、療育手帳の交付状況等を記入すること。また、印刷時に文字切れ等がないよう、縦幅を調整すること。
- ・ 「その他」の欄は、高等学校の入学者選抜に出願した者、職業コースで普通科又は広島特別支援学校を併願している者、専攻科理療科で専攻科保健理療科を併願している者について出願状況を記入する。 【記入例】選抜(I)、普通科併願、広島特支併願、専攻科保健理療科併願
- ・ 普通科職業コースについては、別葉で作成する。
- ・ 志願者が上記表に入りきらない場合、行を追加して記入する。
- ・ 名前に外字がある場合、常用漢字で作成し、詳細をメール本文を記入する。

教 育 長 様
(特別支援教育課)

広島県立 _____ 特別支援学校長
_____ 分校・分級・分教室

受 檢 者 数 等 報 告 (一 次 募 集)

	2月27日 受検者数(人)	2月28日 受検者数(人)	追検査		3月8日 合格者数(人)	3月11日 16時現在	
			3月1日 受検承認者数(人)	3月5日 受検者数(人)		辞退者数(人)	辞退理由
	普通科 (職業コースを除く。)		普通科 職業コース	() 【】	() 【】	() 【】	() 【】
保健理療科							
専攻科 理療科							
専攻科 保健理療科							
電子メール 送信期限	2月27日 正午	2月28日 正午	3月1日 13時30分	3月5日 16時		3月12日 10時	

〔記入上の留意事項〕

- ・ 本校、分校、分級、分教室ごとに作成すること。
- ・ 普通科(職業コースを除く。)の欄の受検者数には職業コースの併願者数を含まないこと。
- ・ ≪ ≫内には広島北特別支援学校高等部普通科職業コースとの併願者数を内数で記入すること。
- ・ ()内には普通科職業コースと普通科、又は専攻科理療科と専攻科保健理療科との併願者数を内数で記入すること。
- ・ 【】内には広島特別支援学校高等部普通科との併願者数を内数で記入すること。
- ・ 出願期間等の変更を行った場合は、送信期限に関わらず、報告内容が確定次第速やかに送信すること。
- ・ 「辞退理由」の欄は、印刷時に文字切れ等がないよう、縦幅を調整すること。
- ・ 2月27日のみを実施日とする場合、「2月28日受検者数(人)」欄に「0」を記入し、2月27日に報告すること。
- ・ 受検者数が「0」となった科については、その後の記載を要しない。また、全ての科において受検者数が「0」となった学校、分校、分級、分教室については、その後の報告は要しない。ただし、併願での合格者数については除く。
- ・ 追検査に係る報告は、普通科職業コース又は専門教育を主とする学科の一次募集を実施する学校のみ行うこと。また、追検査受検承認者数が「0」となる科については、追検査受検者数の報告を要しない。

[様式第12号]

令和 年 月 日

教 育 長 様
(特別支援教育課)

広島県立 _____ 特別支援学校長
_____ 分校・分級・分教室

受 檢 者 数 等 報 告 (二 次 募 集)

	3月18日 受検者数(人)	追検査	3月19日 受検承認者数(人)	合格者数(人)	辞退者数(人)	3月22日 正午現在 辞退理由
		3月18日				
		受検者数(人)				
普通科 (職業コースを除く。)				« »	« »	
普通科 職業コース	() 【】			() 【】	() 【】	
保健理療科						
専攻科 理療科	()			() 【】	() 【】	
専攻科 保健理療科						
電子メール 送信期限	3月18日 16時	3月18日 16時				3月22日 16時

〔記入上の留意事項〕

- ・本校、分校、分級、分教室ごとに作成すること。
- ・普通科(職業コースを除く。)の欄の受検者数には職業コースの併願者数を含まないこと。
- ・« »内には広島北特別支援学校普通科職業コースとの併願者数を内数で記入すること。
- ・()内には普通科職業コースと普通科、又は専攻科理療科と専攻科保健理療科との併願者数を内数で記入すること。
- ・【】内には広島特別支援学校普通科との併願者数を内数で記入すること。
- ・出願期間等の変更を行った場合は、送信期限に関わらず、報告内容が確定次第速やかに送信すること。
- ・「辞退理由」の欄は、印刷時に文字切れ等がないよう、縦幅を調整すること。
- ・受検者数が「0」となった科については、その後の報告を要しない。また、全ての科において受検者数が「0」となった学校、分校、分級、分教室については、その後の報告は要しない。ただし、併願での合格者数については除く。

[様式第13号]

(志願先特別支援学校と出身学校が異なる場合（出身学校卒業後5年を超える者及び専攻科に出願した者を除く。))

06

令和 年 月 日

(出身学校)長様

広島県立 _____ 特別支援学校長 印

入学者選抜結果について（通知）

貴校からの志願者について、次のとおり決定しました。

については、合格者に、別紙「合格通知書」及び「請書・辞退届」を交付するとともに、「請書・辞退届」を志願先の特別支援学校長に提出させてください。

なお、「請書・辞退届」について、「請書」の場合は、令和6年3月 日（ ）正午、「辞退届」は令和6年3月 日（ ）[16時・正午]が締切りとなっておりますので、御注意ください。

氏名	入学者選抜結果 (合格・不合格の別)

※ [] 中は、該当する語のみを記載すること。

※ 「合格通知書」及び「請書・辞退届」の様式を添付する。

※ 請書・辞退届の提出期限は要項で定める期限と時刻を入れて通知すること。

[様式第14号]

簡易開示請求受付処理簿

対象となる個人情報	
開示期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
実施機関名	特別支援学校

入学者選抜に関する携行願

令和 年 月 日

特別支援学校長様

出身学校名 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

以下の携行品に関して、次の理由により、携行を承認してください。

1 携 行 品

2 理 由

3 志願学科等

本校 分校	学科・コース	受付番号
分級 分教室	科 コース	

1 承認します。

2 承認できません。

【承認できない理由】 _____

令和 年 月 日

_____ 特別支援学校長 印

〔注〕 「1 承認します。」又は「2 承認できません。」のいずれかを○で囲み、承認できない場合は、その理由を記載すること。

インターネット出願に係る県外等の中学校等登録申請書

令和 年 月 日

広島県教育委員会教育長様
 (特別支援教育課)

学校長

次の者が、広島県立特別支援学校高等部入学者選抜に出願を希望していますので、インターネット出願システムに出身学校である本校の情報を登録してください。

志願者氏名 _____

生年月日 昭和 年 月 日
 平成

現住所 _____

出身学校の情報

出身学校名	
郵便番号	
学校所在地	
学校電話番号（参考）	
学校メールアドレス	
備考	特に参考となることがあれば、記入してください。

- 〔注意〕 1 県外等とは、広島県外（海外を含む。）を指す。出身学校の所在地が広島県内にある場合については必要としない。
 2 出身学校卒業後5年を超える者又は専攻科を志願する者については、提出は不要とする。
 3 広島県教育委員会特別支援教育課に電子メールにより提出すること。
 特別支援教育課メールアドレス : tokushisenbatsu@pref.hiroshima.jp

学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第五十八条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

- ② 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。
- ③ 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

学校教育法施行令（抜粋）

（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

第二十二条の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ul style="list-style-type: none">一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none">一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	<ul style="list-style-type: none">一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。

学校教育法施行規則（抜粋）

(昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号)

第九十五条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第一百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで、第八十二条及び第一百条の三の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第一百三十五条第一項」と読み替えるものとする。

- 2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。
- 3 第三十五条、第五十条第二項及び第五十三条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。
- 4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条の二の規定は、特別支援学校の中学部に準用する。
- 5 第七十条、第七十一条、第七十八条の二、第八十一条、第八十八条の三、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第一百条の二まで並びに第百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第九十条 高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができる。

3 調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

4 連携型高等学校における入学者の選抜は、第七十五条第一項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行なうことができる。

5 公立の高等学校（公立大学法人の設置する高等学校を除く。）に係る学力検査は、当該高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が行う。

第一百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則

平成十五年十月二十一日教育委員会規則第九号

最終改正 令和 五年 八月二一日教育委員会規則第七号

(趣旨)

第一条 この教育委員会規則（以下「規則」という。）は、広島県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の就学区域（以下「学区」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第二条 広島県立広島中央特別支援学校の学区は、広島県一円とする。

2 特別支援学校（広島県立広島中央特別支援学校を除く。）の学区は、別表のとおりとする。

3 広島県立広島南特別支援学校のうち高等部の学区は、前項の規定にかかわらず、広島県一円とする。

4 広島県立広島北特別支援学校のうち高等部普通科職業コースの学区は、第二項の規定にかかわらず、広島市（安佐南区及び安佐北区に限る。）、安芸高田市及び山県郡とする。

(就学することができる特別支援学校)

第三条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第十四条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校は、その保護者（親権者又は未成年後見人をいう。ただし、親権者若しくは未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるとき又は生徒が成年の者である場合は、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地。以下この条及び次条において同じ。）の属する学区の特別支援学校とする。

2 就学すべき特別支援学校の幼稚部又は高等部は、当該就学希望者の保護者の住所の属する学区の特別支援学校とする。

3 障害児入所施設等の施設又は病院（以下「施設等」という。）に入所又は入院している者は、前二項の規定にかかわらず、入所又は入院している施設等の所在地の住所を学区とする特別支援学校に就学することができる。

4 次表の上欄に掲げる者は、前三項の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる特別支援学校に就学することとする。

対象者	校名
独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）	広島県立広島西特別支援学校

5 次表の上欄に掲げる地域に保護者の住所が属する者（聴覚障害者に限る。）は、同表の下欄に掲げる特別支援学校に就学することができる。

地域	校名
東広島市（黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目、福富町、豊栄町、河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地並びに安芸津町を除く。）及び安芸郡（熊野町に限る。）	広島県立呉南特別支援学校

第四条 次の各号のいずれかに該当する者であつて教育委員会の許可を得た者は、保護者の住所の属する学区以外の特別支援学校に就学することができる。

- 一 地理的条件により通学困難な者
- 二 身体的事由により通学困難な者
- 三 その他特別の事情がある者

(違反者に対する取扱い)

第五条 この規則に違反して特別支援学校に就学した者に対しては、就学させるべき特別支援学校の変更又は入学許可の取消しその他必要な措置を講じるものとする。

(実施規定)

第六条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(中略)

附 則（平成二六年一二月二四日教育委員会規則第八号）

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 この教育委員会規則第二条の規定の施行の日の前日に広島県立三原特別支援学校、広島県立呉特別支援学校及び広島県立黒瀬特別支援学校の高等部に在学する生徒のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学区域については、この教育委員会規則による改正後の就学区域規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二七年九月一七日教育委員会規則第一〇号）

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則第二条の規定の施行の日の前日に広島県立広島北特別支援学校の高等部（普通科職業コースを除く。）に在学する生徒のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学区域については、この教育委員会規則による改正後の就学区域規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年一二月一三日教育委員会規則第九号）

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この教育委員会規則の施行の日の前日に広島県立黒瀬特別支援学校の高等部に在学する生徒（医療法人西本会安浦病院に入院している生徒に限る。）のうち、高等部の全課程を修了していないものの就学すべき特別支援学校については、この教育委員会規則による改正後の就学区域規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二四日教育委員会規則第二号抄）

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年八月二一日教育委員会規則第七号）

この教育委員会規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

校名	分校名	障害種別	区域
広島県立広島南特別支援学校		聴覚障害	広島市、三原市（大和町に限る。）、府中市（上下町に限る。）、三次市、庄原市、大竹市、東広島市（黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町を除く。）、廿日市市、安芸高田市、江田島市（江田島町を除く。）、安芸郡、山県郡、豊田郡、世羅郡（世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原に限る。）及び神石郡
広島県立尾道特別支援学校		聴覚障害	三原市（大和町を除く。）、尾道市、福山市、府中市（上下町を除く。）及び世羅郡（世羅町のうち小国、上津田、黒川、下津田、中、長田、山中福田、吉原を除く。）
		知的障害	尾道市（百島町、浦崎町、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町を除く。）
	しまなみ分校	知的障害	尾道市（因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島棕浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町及び瀬戸田町に限る。）
広島県立広島特別支援学校		知的障害	広島市（安佐南区（東原一丁目から三丁目まで、西原一丁目から九丁目まで、祇園一丁目から八丁目まで、祇園町、長束一丁目から六丁目まで、長東西一丁目から五丁目まで、長束町、山本一丁目から九丁目まで、山本新町一丁目から五丁目まで及び山本町に限る。）及び安佐北区（白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、深川町、深川一丁目から八丁目まで、亀崎一丁目から四丁目まで、真亀一丁目から五丁目まで、倉掛一丁目から三丁目まで、落合一丁目から五丁目まで、落合町、落合南一丁目から九丁目まで、落合南町、口田町、口田一丁目から五丁目まで、口田南一丁目から九丁目まで及び口田南町に限る。）に限る。）
		肢体不自由	広島市、呉市、三次市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡

広島県立福山特別支援学校		肢体不自由	竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、豊田郡、世羅郡及び神石郡
広島県立西条特別支援学校		肢体不自由	東広島市
広島県立廿日市特別支援学校		知的障害 (高等部について、学校教育法施行令第二十二条の三に規定する障害を二以上併せ有する場合に限る。)	広島市(佐伯区に限る。)、大竹市及び廿日市市
	阿品台分校	知的障害 (学校教育法施行令第二十二条の三に規定する障害を二以上併せ有する場合を除く。)	
広島県立福山北特別支援学校		知的障害	福山市(赤坂町、今津町、今津町二丁目から七丁目まで、内海町、神島町、金江町、神村町、草戸町、熊野町、佐波町、瀬戸町、高西町、高西町一丁目から四丁目まで、田尻町、津之郷町、鞆町後地、鞆町鞆、走島町、東明王台、東村町、藤江町、本郷町、松永町、松永町一丁目から七丁目まで、南今津町、南松永町一丁目から四丁目まで、宮前町一丁目及び二丁目、水呑町、水呑向丘、明王台一丁目から五丁目まで、柳津町、柳津町一丁目から五丁目まで、山手町、山手町一丁目から七丁目まで並びに沼隈町を除く。)、府中市(上下町を除く。)及び神石郡
広島県立三原特別支援学校		知的障害	竹原市、三原市、東広島市(河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町に限る。)、豊田郡及び世羅郡(世羅町のうち青近、赤屋、伊尾、宇津戸、小世良、小谷、川尻、甲山、西上原、東上原、別迫、青水、青山、井折、賀茂、京丸、黒淵、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西神崎、東神崎、堀越、本郷及び安田に限る。)

広島県立呉特別支援学校		知的障害	広島市（安芸区に限る。）、呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畠一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、柄原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町鰯浜一丁目から三丁目まで、音戸町北隱渡一丁目及び二丁目、音戸町南隱渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畠一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町に限る。）、江田島市及び安芸郡
広島県立庄原特別支援学校		知的障害	府中市（上下町に限る。）、三次市、庄原市及び世羅郡（世羅町のうち青近、赤屋、伊尾、宇津戸、小世良、小谷、川尻、甲山、西上原、東上原、別迫、青水、青山、井折、賀茂、京丸、黒淵、三郎丸、重永、津口、寺町、田打、徳市、戸張、中原、西神崎、東神崎、堀越、本郷、安田を除く。）
広島県立広島北特別支援学校		知的障害	広島市（中区、東区、南区、西区、安佐南区（東原一丁目から三丁目まで、西原一丁目から九丁目まで、祇園一丁目から八丁目まで、祇園町、長束一丁目から六丁目まで、長東西一丁目から五丁目まで、長束町、山本一丁目から九丁目まで、山本新町一丁目から五丁目まで及び山本町に限る。）、安佐北区（白木町、狩留家町、小河原町、上深川町、深川町、深川一丁目から八丁目まで、亀崎一丁目から四丁目まで、真亀一丁目から五丁目まで、倉掛一丁目から三丁目まで、落合一丁目から五丁目まで、落合町、落合南一丁目から九丁目まで、落合南町、口田町、口田一丁目から五丁目まで、口田南一丁目から九丁目まで及び口田南町に限る。）、安芸区及び佐伯区を除く。）、安芸高田市及び山県郡
広島県立沼隈特別支援学校		知的障害	尾道市（百島町及び浦崎町に限る。）及び福山市（赤坂町、今津町、今津町二丁目から七丁目まで、内海町、神

			島町、金江町、神村町、草戸町、熊野町、佐波町、瀬戸町、高西町、高西町一丁目から四丁目まで、田尻町、津之郷町、鞆町後地、鞆町鞆、走島町、東明王台、東村町、藤江町、本郷町、松永町、松永町一丁目から七丁目まで、南今津町、南松永町一丁目から四丁目まで、宮前町一丁目及び二丁目、水呑町、水呑向丘、明王台一丁目から五丁目まで、柳津町、柳津町一丁目から五丁目まで、山手町、山手町一丁目から七丁目まで並びに沼隈町に限る。)
広島県立黒瀬特別支援学校		知的障害	東広島市（河内町、入野中山台一丁目から五丁目まで、河内臨空団地及び安芸津町を除く。）
広島県立呉南特別支援学校		聴覚障害	呉市、竹原市、東広島市（黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬学園台、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬切田が丘一丁目から三丁目まで、黒瀬春日野一丁目及び二丁目、黒瀬檜原北一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原東一丁目から三丁目まで、黒瀬檜原西一丁目及び二丁目並びに安芸津町に限る。）及び江田島市（江田島町に限る。）
		知的障害	呉市（焼山町、焼山ひばりヶ丘町、焼山此原町、焼山松ヶ丘一丁目及び二丁目、焼山桜ヶ丘一丁目から三丁目まで、焼山政畠一丁目から三丁目まで、焼山西一丁目から三丁目まで、焼山中央一丁目から六丁目まで、焼山東一丁目から四丁目まで、焼山南一丁目及び二丁目、神山一丁目から三丁目まで、焼山三ツ石町、焼山宮ヶ迫一丁目及び二丁目、焼山北一丁目から三丁目まで、焼山本庄一丁目から五丁目まで、焼山泉ヶ丘一丁目及び二丁目、押込町、押込一丁目から六丁目まで、押込西平町、苗代町、柄原町、郷原町、郷原学びの丘一丁目及び二丁目、郷原野路の里一丁目及び二丁目、音戸町、音戸町坪井一丁目から三丁目まで、音戸町引地一丁目及び二丁目、音戸町鰯浜一丁目から三丁目まで、音戸町北隠渡一丁目及び二丁目、音戸町南隠渡一丁目から四丁目まで、音戸町高須一丁目から三丁目まで、音戸町波多見一丁目から十一丁目まで、音戸町畠一丁目から三丁目まで、音戸町有清一丁目及び二丁目、音戸町先奥一丁目から三丁目まで、音戸町藤脇一丁目から三丁目まで、音戸町早瀬一丁目から三丁目まで、音戸町田原一丁目から三丁目まで、音戸町渡子一丁目から三丁目まで並びに倉橋町を除く。）

特別支援学校の高等部普通科への過年齢者の入学許可基準について

1 過年齢者

養護学校の義務制が実施された昭和54年4月1日において、満15歳に達していた者のうち、その後、広島県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の高等部普通科に入学しようとする者で、学校教育法施行令第22条の3に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者に該当する者。ただし、中学部に就学し、引き続き当該特別支援学校の高等部普通科に入学しようとする者を除く。

2 過年齢者の入学許可基準

特別支援学校の校長は、高等部普通科の第1学年の生徒で学級編制を行う。その際、学級数を増加させない範囲内で、次の（1）及び（2）により、特別支援学校の高等部普通科への過年齢者の入学を許可できる。

ただし、年度の中途からの入学については許可できない。

（1）入学を許可する学年

高等部普通科第1学年とする。

（2）入学許可に当たって

第1学年において、学級編制の標準とする1学級の生徒の数に余裕がある場合に入学を許可することができる。（単一障害学級で過年齢者を除く7人以下の生徒で学級を編制する場合及び重複障害学級で過年齢者を除く2人以下の生徒で学級を編制する場合に限る。）

なお、当該学校への入学予定者及び在学生に与える影響等を考慮し、入学を許可しないことができる。

3 入学許可の判定

前記2の「過年齢者の入学許可基準」において、入学許可の判定ができない場合が生じたときは、校長は広島県教育委員会と協議するものとする。

この場合において、広島県教育委員会は、入学許可のための順位を判定し、当該校長に通知する。

4 その他

これに定める入学許可基準等については、平成16年度入学者から適用するものとする。

附則

平成15年9月1日から施行する。

平成19年4月1日から施行する。

◇◇◇広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項についての問合せ先◇◇◇

広島県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課
〒730-8514 広島市中区基町9-42
電話 082-513-4981

***** ホームページで入学者選抜の情報をお知らせ *****

広島県教育委員会ホームページ ホットライン教育ひろしま
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/>
